

# やまなみ学園 虐待防止の取り組み体制

(目的) 児童に適切な療育サービスと安全安心な生活環境を提供し、虐待の防止にかかると適切な対応を図る。

## 虐待防止委員会

(年1回開催を目的)

委員長 園長(虐待防止責任者)  
委員 関係機関、保護者代表等

### 協議事項

- (1) 虐待防止のための体制づくり
- (2) 虐待防止の取組状況の点検・評価・改善
- (3) 虐待発生時の検証・総括
- (4) その他(虐待の防止、児童の権利擁護)

学園での虐待防止にかかると取組状況のチェックとモニタリング

報告

評価・見直し

## サービス向上委員会

(各部会隔月開催を目的)

委員長 療育主幹(虐待防止担当者)  
委員 学園職員

### ○倫理・虐待・行動抑制部会

児童の権利擁護・虐待防止・身体拘束の適正化

### ○安全対策部会

事故防止(インシデントやヒヤリハットの分析・防止)

### ○支援力向上部会

事例集の整備

### (○移行支援部会)

各部会を中心に、学園での虐待防止にかかると具体的な取組を実施

### ◎虐待事案発生時

- ・学園において、虐待防止責任者・虐待防止担当者を中心にマニュアルに基づき対応
- ・虐待防止委員会において、虐待事案の検証と総括

### ○苦情・虐待相談窓口

### ○職員研修係

支援力向上に資する研修の積極的受講

虐待防止の具体的な取り組み 令和5年度評価 及び 令和6年度計画

部会等： サービス向上委員会 倫理・虐待・行動抑制部会

(令和5年度評価)

<p>取り組み 内容</p>	<p><b>【職員行動規範の携行】</b> 『職員行動規範』を随時携帯し、自分の行う支援において、虐待に当たるような言動を行っていないか、業務開始前後や支援中に適宜確認し振り返る。</p> <p><b>【職員倫理セルフチェックの実施】</b> ・自分の行ってきた支援が『職員行動規範』等の倫理に反していないか、チェックリストによる点検を毎月実施する。 ・点検結果を踏まえた職員同士の話し合いの場を設け、お互いの児童に対する支援の適否を振り返るとともに、問題点を明確にし、改善策を検討する。</p> <p><b>【身体拘束適正化の検討（年2回）】</b> ・行動制限の必要性と対応方法について見直しを行う。 ・制限を要する行動が、障害特性の問題だけではなく、支援者も含めた環境との相互作用であるという視点を常に持ち、支援の改善に向けて取り組む。</p>
<p>評価 成果 課題</p>	<p><b>【職員行動規範の携行】</b> 『自分の行動を見直すきっかけになっている』等といった声がある一方「業務中の確認は難しいことが多い」といった意見を踏まえ、机上や共有スペースへの掲示、諸会議のはじめに読み合わせをする取り組みを開始することとし、今後も定着に向けて工夫しながら取り組んでいく必要がある。</p> <p><b>【職員倫理セルフチェックの実施】</b> ・職員倫理セルフチェックリストの点検結果を踏まえた話し合いを3か月に1回実施し、話し合いの内容は職員で共有することができた。今後はチェック項目の追加や設問の見直しを行い取り組んでいくこととした。</p> <p><b>【身体拘束適正化の検討（年2回）】</b> ・適正化の指針に基づき、実施した行動制限の対応方法の検証や確認、支援のあり方について話し合い、身体拘束適正化の検討等を行った。</p>

(令和6年度計画)

<p>取り組み 計画</p>	<p>・職員行動規範の携行（随時） ・職員倫理セルフチェックの実施（毎月）及び話し合い（年4回） ・身体拘束適正化の検討（年2回）</p>		
<p>4月</p>	<p>職員倫理セルフチェックの実施（毎月）</p>	<p>10月</p>	<p>職員倫理セルフチェック話し合い・身体拘束適正化会議</p>
<p>5月</p>		<p>11月</p>	
<p>6月</p>	<p>職員倫理セルフチェックの話し合い</p>	<p>12月</p>	<p>職員倫理セルフチェックの話し合い</p>
<p>7月</p>		<p>1月</p>	
<p>8月</p>		<p>2月</p>	<p>身体拘束適正化会議</p>
<p>9月</p>	<p>身体拘束適正化会議</p>	<p>3月</p>	<p>職員倫理セルフチェックの話し合い</p>

## 虐待防止の具体的な取り組み 令和5年度評価 及び 令和6年度計画

部会等： 職員研修係

## (令和5年度評価)

<p>取り組み 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止・身体拘束適正化の研修（全職員：年1回以上、新任職員：採用時）</li> <li>・支援力向上に資する研修（随時）</li> <li>・強度行動障がい支援者養成研修の受講者を増やし、障がい特性を踏まえた適切な支援についての組織内での浸透を図る。（基礎研修7名 / 実践研修2名）</li> </ul> <p>職員一人ひとりが虐待防止や適切な支援について、研修受講を通じて理解を深める。また職場全体で虐待の予防や権利擁護の機運を高めるため内部研修を実施するほか、関連する外部研修についても積極的に受講し組織内に浸透を図る。</p>
<p>評価 成果 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待や身体拘束の現状を理解するとともに、虐待や身体拘束につながる支援上の問題点について学ぶことができた。</li> <li>・強度行動障がい等、入所児童の特性に合わせて環境調整や職員による統一した支援の重要性を再確認し、支援に活かして取り組むことができた。</li> </ul>

## (令和6年度計画)

<p>取り組み 計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止・身体拘束適正化の研修（全職員：年1回以上、新任職員：採用時）</li> <li>・支援力向上に資する研修（随時）</li> <li>・強度行動障がい支援者養成研修の受講を継続し、障がい特性を踏まえた適切な支援についての組織内での浸透を図る。（今年度は基礎研修4名 / 実践研修1名）</li> <li>・意思決定支援に関する研修（専門コース研修12月受講予定）</li> </ul> <p>職員一人ひとりが虐待防止や適切な支援について、研修受講を通じて理解を深める。また職場全体で虐待の予防や権利擁護の機運を高めるため内部研修を実施するほか、関連する外部研修についても積極的に受講し組織内に浸透を図る。</p>		
<p>4月</p>	<p>虐待防止・身体拘束適正化研修開催 (新任職員)</p>	<p>10月</p>	
<p>5月</p>	<p>虐待防止・身体拘束適正化研修開催 (中途採用職員)</p>	<p>11月</p>	<p>「強度行動障がい支援者養成研修」受講 (実践研修：1名)</p>
<p>6月</p>		<p>12月</p>	<p>「意思決定支援研修」受講 (専門コース研修：1名(指導者として))</p>
<p>7月</p>	<p>虐待防止・身体拘束適正化研修開催 (育児休業復帰職員)</p>	<p>1月</p>	<p>虐待防止・身体拘束適正化研修開催 (全職員)</p>
<p>8月</p>	<p>「強度行動障がい支援者養成研修」受講 (基礎研修：4名) (8~9月)</p>	<p>2月</p>	
<p>9月</p>	<p>「虐待防止・身体拘束について」受講 (1名)</p>	<p>3月</p>	<p>「虐待防止・身体拘束について」伝達研修実施 (全職員)</p>

虐待防止の具体的な取り組み 令和5年度評価 及び 令和6年度計画

部会等： サービス向上委員会 支援力向上部会

(令和5年度評価)

取り組み内容	<p><b>【事例集の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別ケース毎に、よりよい支援方法や支援のポイントを整理した「事例集」を整備し情報共有する。</li><li>・「事例集」は、職員が常に閲覧できるよう事務室に備付ける。</li></ul>
評価成果課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度の事例…3件（うち1件はケース検討会も実施）</li><li>・事例集を作成し、指導係全体で児童へのかかわり等について理解を深め、トラブル防止や支援力の向上へ繋げた。</li><li>・事例集作成にあたってのプロセス（事例のピックアップ、ケース検討会の実施等）については改善の余地がある。</li></ul>

(令和6年度計画)

取り組み計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ケース検討会の実施（9月～2月 月1回）</li><li>・事例集の整備（随時） ※事務室備付けのほか、各ユニットへ配布</li><li>・山形県知的障害者福祉協会主催支援力向上研修の受講</li></ul>		
4月		10月	ケース検討会第2回目
5月		11月	ケース検討会第3回目
6月		12月	ケース検討会第4回目
7月		1月	ケース検討会第5回目
8月		2月	ケース検討会第6回目
9月	ケース検討会第1回目	3月	

虐待防止の具体的な取り組み 令和5年度評価 及び 令和6年度計画

部会等： サービス向上委員会 安全対策部会

(令和5年度評価)

取り組み 内容	<p>【インシデント・ヒヤリハットの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援を行う過程で発生した「インシデント・ヒヤリハット事例」の収集（随時）</li><li>・「インシデント・ヒヤリハット事例」の状況要因分析、改善策の検討（毎月）</li><li>・改善策の評価</li><li>・職員への周知（随時）</li></ul> <p>※R5.9～事務室内ホワイトボードにインシデント・ヒヤリハット報告を掲示</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県障がい福祉課に「インシデント・ヒヤリハット事例」を報告し、3学園で情報共有（毎月）</li></ul>
評価 成果 課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務室内ホワイトボードにレポートを掲示したことで、全職員が出勤した時点ですぐに目を通すことができるようになった。</li><li>・改善案の検討後、振り返りや検証に課題が残った。</li><li>・原則として発見した者がレポートを作成することとしていたが、夜勤帯等で起こった事例の場合、実際には報告を受けた正職員が記載することが多く、事例が起きた場面を見ていないまま記載することから原因と対策を考えにくい場合があった。また、ひとりの視点で記載するため、状況を多角的な視点で捉えられない報告となってしまうことも否めなかった。</li></ul>

(令和6年度計画)

取り組み 計画	<p>【インシデント・ヒヤリハットの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援を行う過程で発生した「インシデント・ヒヤリハット事例」の収集（随時）</li><li>・「インシデント・ヒヤリハット事例」の状況要因分析、改善策の検討（毎月）</li><li>・県障がい福祉課に「インシデント・ヒヤリハット事例」を報告し、3学園で情報共有（毎月）</li><li>・改善策の評価</li><li>・職員への周知（ホワイトボード掲示にて随時）</li><li>・ヒヤリハットに原因と対策を記載するよう周知（令和6年6月～）</li><li>・自傷行為をインシデント・ヒヤリハットの項目に追加（令和6年6月～）今後、作成方法の事例にも追記する予定。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則事例に関わった本人が記載することを再周知（令和6年9月～）。</li><li>・複数名で現場を確認していた場合、多角的に情報を収集し、連名での報告記載を推奨（令和6年10月～）。</li></ul>
------------	--

虐待防止の具体的な取り組み 令和5年度評価 及び 令和6年度計画

部会等： その他

(令和5年度評価)

取り組み内容	<p>【苦情解決・虐待相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童や保護者、職員又は園外の方からの虐待に関する相談窓口を学園に設置</li><li>・窓口責任者は園長、窓口担当者は副園長</li></ul> <p>【臨床心理士によるカウンセリング（検討）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・心理的ケアが必要と判断される児童への専門家による個別相談を実施し、心のストレスの軽減、元気な心の回復等を図る。</li></ul>
評価成果課題	<p>【苦情解決・虐待相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度の相談件数は0件</li><li>・虐待防止委員会での意見（投書箱が設置されていることを知らなかった。改めて周知が必要）を受け、学園だよりに苦情・虐待防止窓口について掲載し、保護者、関係機関へ広く周知を図ったほか、学園HPにも苦情・虐待防止窓口について掲載した。</li></ul> <p>【臨床心理士によるカウンセリング（検討）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施手法検討のため、先行実施している最上学園での取り組み状況や課題等の情報収集を行った。</li><li>・重度・最重度の児童が多く、実施できる児童が限られてくることから、専門家による個別面談に限らず、広く児童の声を聴く取り組み、児童の発信の場づくりについて、引き続き検討が必要</li></ul>

(令和6年度計画)

取り組み計画	<p>【苦情解決・虐待相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童や保護者、職員又は園外の方からの虐待に関する相談窓口を学園に設置</li><li>・窓口責任者は園長、窓口担当者は副園長</li><li>・学園だより等による相談窓口の周知</li></ul> <p>【臨床心理士によるカウンセリング（検討）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施手法の検討・実施</li></ul> <p>【虐待防止のためのカメラ設置】</p>		
4月	苦情解決・虐待相談窓口の設置（常設） 相談窓口の周知（学園HP）	10月	
5月	虐待防止のためカメラ設置（プレイルーム）	11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月	相談窓口の周知（学園だより）	2月	相談窓口の周知（学園だより）
9月		3月	